

只木ゼミ後期第5問検察反対尋問レジюме

文責：4班

1. 弁護側の採用するα説では、1項の連帯的作用は共犯従属性説を前提としているようであり、
- 5 2項の個別的作用は共犯独立性説を前提にしているように思われ、一貫性に欠けるではないか。
2. 弁護側は、2頁16行目以下「その事務処理者に何らの経済的効果の帰属しない場合...には背任罪にとどめるべき」としているが、本人図利目的しかない場合でも背任罪は成立するということか。

以上

10